

第2部第6章第1節

【表】 [地上権と不動産賃借権の主な相違点]

	権利の性質	第三者効	消滅時効
地上権(265条)	物権	あり	権利行使可能時から20年(166条2項)
賃借権(601条)	債権	なし(不動産賃借権の物権化による修正あり)	権利行使可能であると知った時から5年 または 権利行使可能時から10年